

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要について

平成30年12月
福祉部介護保険課

1 趣旨

国の「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（以下「省令」という。）が一部改正されたことに鑑み、「川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

今回の改正案については「参酌すべき基準」であるため、本市独自基準の設定が必要であるかを検討しました。

検討の結果、国の基準どおり条例を改正しようとするものです。

省 令		条例 委任類型	市の考え方
第33条	衛生管理等	参酌	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。

※参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 施行期日

公布の日